The Osaka Chamber of Commerce and Industry
大阪商工会議所

記 者 配 布 資 料

２０２２年８月９日

大阪経済記者クラブ会員各位（同時資料提供＝大阪科学・大学記者クラブ）

大商と公大法人大阪が協定締結
新大学の総合知と多彩な企業の強みを生かし、地域課題解決へ
健康・医療、まちづくり、リカレント教育等での協働加速

〔問い合わせ先〕大阪商工会議所 産業部（笹本）
TEL ０６－６９４４－６４８４

大阪商工会議所は、８月９日（火）に、今春、大阪府立大学と大阪市立大学の統合により誕生した大阪公立大学などを設置している公立大学法人大阪（理事長：西澤良記）と包括的な産学連携協定を締結した。同法人による、経済団体との協定締結は初めて。具体的には、健康・医療、スポーツ、コモングラウンド、MaaS、まちづくり、女性活躍、リカレント教育など幅広い分野で、総合知と総合経済団体の強みの掛け合わせ、産学連携を加速する。本協定を通して、中小企業に対しても、通常は接点を持ちにくい研究シーズやニーズへのアクセス、リビングラボ機能の利活用等を支援する。

◆大商が期待する展開◆

- 大商は、同大学が各キャンパスに設置するリビングラボを産学協働で活用し、スポーツテックやデジタルツイン／自律走行等の分野において新たな価値の社会実装を目指す。
- また、人材育成の分野においては、企業のニーズに応じたリカレント教育のプログラム開発の検討に着手する。
- この他、同大学が生むシーズの産業化を加速すべく、大学発スタートアップを対象に、ピッチコンテスト 「U－START UP」の開催や、医療・ヘルスケア分野の国際展開に特化した「メドテック・アクチュエーター・プログラム」等の事業参画を呼びかける。
- さらに、都市の課題解決に向けて、同大学と行政が連携して研究を進めるリアルワールドデータを産業界が利活用できるよう取り組みを検討する。また、2025 年の開設以降順次機能を拡張する予定の森之宮キャンパスにおいても産学連携を促進できるよう意見交換を行う。

◆連携事業も拡大◆

- 大商は、従来から取り組んできたアカデミアから製薬企業への創薬シーズ移転、医療現場ニーズ発表と医療機器の共同開発支援や、アカデミアから中小企業への産業技術シーズ移転、産官学が協働するグレーターミナミの活性化、ダイバーシティ推進に向けた環境整備や経営者の理解促進に資するセミナーなどにおいて、事業の質と量を拡大する。

【本協定における連携確認項目】

- 研究・開発に関すること
- 教育、人材育成及び人材交流に関すること
- 都市課題の解決に資すること
- 産業力の強化に資すること
- 情報発信に関すること
- 国際協力に関すること
- その他両者が必要と認める事項

＜添付資料＞1. 大阪商工会議所と公立大学法人大阪の包括連携に関する協定書
2. 大商の取り組みの方向性

以　上

添付資料１

大阪商工会議所と公立大学法人大阪の包括連携に関する協定書

大阪商工会議所（以下「甲」という。）と公立大学法人大阪（以下「乙」という。）は、以下の通り包括連携についての協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第１条（目的）

本協定は、甲及び乙が、相互に連携・協力して新たな価値の共創と社会実装を実現し、大阪の都市課題を解決するとともに産業を振興し、大阪・関西がわが国の経済成長を牽引する極となることを目的とする。

第２条（連携・協力事項）

１　甲及び乙は、前条の目的を実現するため、次に掲げる事項について人的資源・物的資源・ネットワーク等を有効活用し、連携・協力を進めるものとする。

(1)　研究・開発に関すること

(2)　教育、人材育成及び人材交流に関すること

(3)　都市課題の解決に資すること

(4)　産業力の強化に資すること

(5)　情報発信に関すること

(6)　国際協力に関すること

(7)　その他前条の目的を実現するために甲及び乙が必要と認める事項

２　前項各号に基づく個別事業の内容及びその成果の利用、費用負担、個人情報の取り扱い、並びにリスク等に関し必要な事項については、甲乙協議のうえ、別途書面により覚書（以下「協定に基づく覚書」という。）を締結して取り決める。

３　甲又は乙が協定に基づく覚書の内容を変更又は破棄しようとする場合、甲及び乙は、協議のうえ、必要に応じてこれを行うことができる。

第３条（連絡調整窓口）

前条に掲げる事項を円滑かつ効果的に進めるために、甲及び乙はそれぞれ窓口となる責任者を置き、適宜協議を行うものとする。

第４条（守秘義務）

甲及び乙は、本協定の履行に関連して知り得た他方当事者の機密情報（以下「本情報」という。）を、本協定又は協定に基づく覚書の目的以外に使用し、又は、他方当事者の了解なしに、第三者に公表してはならない。ただし、甲及び乙は連携・協力事項の検討に合理的に必要な範囲内で、弁護士、公認会計士その他の専門家に限り本情報を開示することができる。

第５条（公表）

甲及び乙は、本協定の存在及び内容について第三者に開示できるものとする。

第６条（有効期間）

本協定の有効期間は、協定締結の日から令和９年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日の３月前までに、甲及び乙のいずれからも本協定を更新しない旨の書面による通知がないときは、さらに有効期間満了日の翌日から１年間更新するものとし、その後も同様とする。

第７条（存続条項）

期間満了又は解除その他事由の如何を問わず本協定が終了した場合でも、第２条２項に定める協定に基づく覚書において存続を定めた規定及び第４条の規定は、なおその効力を有するものとする。

第８条（協議）

本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ決定する。

本協定の締結を証するため、甲及び乙が署名した本協定２通を作成し、各１通を保有する。

２０２２年８月９日

甲：　大阪市中央区本町橋２－８
　　大阪商工会議所　会頭

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

乙：　大阪府大阪市阿倍野区旭町１－２－７
　　公立大学法人大阪　理事長

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

大商の取り組みの方向性

添付資料２

健康・医療

- 次世代医療システム産業化フォーラムでの、大学病院からの医療現場ニーズ提供による医療機器開発の推進
- グローバル標準でスタートアップの発掘、育成、事業化推進を行うメドテックアクセラレーション事業を通した大学発起業の加速
- 看護、介護、リハビリ等の分野における課題解決のための事業創出、実証、及び、データを活用したヘルスケアビジネス創出の検討

スポーツテック

- スポーツハブKANSAIによる、スポーツとデジタル技術の組み合わせによる競技・観戦体験の向上
- データを活用したアスリートや一般市民の体調管理・身体機能の維持向上に資するソリューション等の共創
- 大学の研究と連携したスポーツ・ウエルネス分野の実証事業の推進

大学発スタートアップ創出

- 大学発スタートアップを対象としたビジネスプランコンテスト「U-STARTUP」を通した大学発スタートアップ創出
- 大学との共同によるプレシード期からレイター期まで幅広いステージを対象とした、プレゼン能力の向上やマーケット戦略などのメンタリングの提供

グリーン成長戦略

- カーボンニュートラルの実現にむけた大学の研究成果と企業等とのマッチングの推進と事業創出
- 産学共同による中堅中小企業の環境対応支援のために必要な情報提供

コモングラウンド・リビングラボ

- 大阪天満にある「コモングラウンド・リビングラボ」の利用
- 森之宮キャンパスへのコモングラウンドプラットフォームの導入検討

MaaS

- MaaS社会実装推進フォーラム例会「Meet Up Seminar」の連携開催によるビジネス創出支援
- MaaS社会実装推進フォーラムに設置するWGが取り組む実証実験での連携検討

グレーターミナミ活性化

- グレーターミナミの商工会議所、商工会、民間企業、大学などで構成する「グレーターミナミ連携会議」が取り組むプロジェクトの推進

ダイバーシティ推進

- 文部科学省補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（牽引型）」や南近畿女性研究者支援ネットワークと連携したダイバーシティ実現に向けた取り組み

リカレント教育推進

- 社会人の学び直しに対応した教育プログラムの開発・実施